

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第45号

坂戸、鶴ヶ島水道企業団料金徴収業務委託の受注候補者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり告示する。

令和6年8月9日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊藤 芳久

記

1 対象業務

- (1) 委託業務の名称
料金徴収業務委託
- (2) 履行場所
坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水区域及び業務履行上必要な区域
- (3) 提案限度額
金944,451,735円也（税抜）
- (4) 履行期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (5) 業務内容
給水契約業務
検針、調定業務等
収納業務
資料作成業務
メーター管理業務
窓口及び電話対応業務
漏水事故等待機及び修繕工事業務
上記に付帯する業務

2 参加表明者の形態

単体企業とする。

3 参加資格要件

- (1) この公募型プロポーザルの告示日において、次のアからウまでに定める要件をすべ

て満たす者であること。ただし、告示日から受注候補者の特定日までの期間に、当該要件を欠くこととなる事実が発生した者は、この公募型プロポーザルに参加することができない。

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、これらの手続開始の決定を受けている者を除く。

ウ 坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約に係る指名停止措置要綱（令和2年坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第10号）に基づく指名停止措置又は坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成28年坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第11号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(2) 令和5・6年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者名簿に料金徴収業務が掲載されている者であること。

4 その他

詳細については、「料金徴収業務委託公募型プロポーザル実施要綱」、「公募型プロポーザル説明書」、「料金徴収業務委託に関する業務計画書作成要領」、「業務計画書作成用資料」、「料金徴収業務委託仕様書」及び「料金徴収業務委託実施要領」等を参照すること。

5 問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当

電話番号049（283）2080